官

第十七条第二項」を「第十七条第二項第五号若しくは第六号又は第十八条第二項」に改める。 第六十九条第四項中「第三十二条」を「第五十六条」に、第十六条第一項第一号から第三号まで」 第三十一条の二第二項中「産業再生法第三十三条又は産業技術力強化法 (平成十二年法律第四十 四号、第七号及び第八号」に改め、同条第三項中「第十六条第二項第四号若しくは第五号又は号。以下「産業再生法」という。)第五十七条又は産業技術力強化法第十七条第二項第一号か第十六条第二項第一号から第三号まで」を「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百

項第四号若しくは第五号又は第十七条第一項」を「第十七条第一項第五号若しくは第六号又は第十を「第十七条第一項第一号から第四号、第七号及び第八号」に改め、同条第五項中「第十六条第一 八条第一項」に改める。

様式第2の横巻24中「産業再生法第30条」を「産業技術力強化法第19条」に「特定研究成果」を「特定研究開発等成果」に「○○委託研究」を「○○委託事業」にとめ「適用を受ける特許出願」」の次に「又は「平成○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許 氏 温」」を加える。

1号(」ピ″又は第3号」や「、第3号、第4号、第7号又は第8号」ピ″第16条第1項第4号若しくは第5号又は第17条第1項」を「第17条第1項第5号若しくは第6号又は第18条第1項』ピ″第16条第1項第4号(第5号)が「第17条第1項第5号(第6号)」ピ″第17条第1項」や「第18条第 一温」に改める。

技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第十九条」に「特定研究成果」を「特定研究開発等成第一条第三項中「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第三十条」を「産業第四条(実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)の一部を次のように改正する。(実用新案法施行規則の一部改正) 果」に改める。

登録出願』の次に「又は「平成○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第19条の適用:受ける実用新案登録出願」。を曰える。

(意匠法施行規則の一部改正)

金曜日

系 意匠法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十二号)の一部を次のように改正する。

技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第十九条」に「特定研究成果」を「特定研究開発等成第二条第五項中「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第三十条」を「産業

平成19年8月3日

祭」に改め「適用を受けるもの)」の次に「又は「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願成○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第19条の適用を受けるもの)」。を記える。(中小企業信用保険法施行規則の一部改正) 正する。 中小企業信用保険法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第十四号)の一部を次のように改

事業再生円滑化関連保証」 一十五条第一項」 第四条中「第十六条第一 経営資源活用関連保証」の下に「及び同法第五十一 項に規定する経営資源再活用関連保証及び同法第二十四条第五項」を 条第一項に規定する第

> 事業再生円滑化関連保証」を加える。 二十五条第一項」に改め、「経営資源活用関連保証」の下に「及び同法第五十一条第一項に規定する 第五条中「第十六条第一項に規定する経営資源再活用関連保証及び同法第二十四条第五項」を「

第

事業再生円滑化関連保証」を加える。 三十五条第一項」に改め、経営資源活用関連保証」の下に「及び同法第五十一条第一項に規定する第六条中「第十六条第一項に規定する経営資源再活用関連保証及び同法第二十四条第五項」を「第

第七条中「経営基盤強化事業に係る保証」の下に「、 産業活力再生特別措置法第五十一条第一項

に規定する事業再生円滑化関連保証」を加える。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正

第七条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号) の一部を次のように改正する。

【十の食】に改める。 様式第19の備考6中「第17条第1項」を「第18条第1項」に「の次に「【その他】」を「の欄の次に

様式第36構料7日「第32条」を「第56条」に「第16条第1項第1号」を「第17条第1項第1号」に「第3号まで」を「第4号、第7号及び第8号」に「又は第3号」を「、第3号、第4号、第7号に第15号を 号又は第8号」 ビ「第16条第1項第4号若しくは第5号」 &「第17条第1項第5号若しくは第6号」

(独立行政法人産業技術総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)

第八条 独立行政法人産業技術総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令 (平成十三年 経済産業省令第百八号)の一部を次のように改正する。

第四号の次に次の一号を加える。 第一条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、

五 研究所法第十一条第一項第五号に規定する技術経営力の強化に寄与する人材の養成、 向上及び活用の促進に関する事項 資質の

の一部改正) (独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令

第九条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する 省令(平成十五年経済産業省令第百二十号)の一部を次のように改正する。

第九号中「第十五条第一項第九号」を「第十五条第一項第十号」に改め、同号を第十号とし、第八第十号中「第十五条第一項第十号」を「第十五条第一項第十一号」に改め、同号を第十一号とし、 次に次の一号を加える。 号中「第十五条第一項第八号」を「第十五条第一項第九号」に改め、同号を第九号とし、 十一号中「第十五条第一項第十一号」を「第十五条第一項第十二号」に改め、同号を第十二号とし、 号中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」に改め、同号を第十三号とし、 第一条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二 第

第十四条中「第九号」を「第十号」に「第十号」を「第十一号」に改める。 機構法第十五条第一項第八号に規定する技術経営力の強化に関する助言に関する事項

別記様式裏面中「| 雪染第1帰第12号」を「| 雪染第1帰第13号」に改める。 附則第五条中「第九号」を「第十号」に、「第十号」を「第十一号」に改める。

び会計に関する省令の一部改正) (独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務 (産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、 財務及

第十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務 (産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、 務及び会計に関する省令 (平成十六年経済産業省令第七十四号)の 第一条第九号中「第二十九条の八」を「第四十七条」に改める。 一部を次のように改正する。 財

から施行する。 この省令は、 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年八月六日)